

明石市立ゆりかご園

指定管理者募集要項等の質問に対する回答

1	質 問	仕様書 5（5）ア（ア）a 児童発達支援事業の定員について 申請者として、近年の利用ニーズ、利用実績、施設の立地、発達支援室等の面積、職員配置及び持続可能な運営体制を踏まえ、適切な定員を提案したいと考えています。市として現時点で想定する望ましい定員規模がある場合は、その定員数及び考え方を示してください。
	回 答	指定管理者の運営方針や運営方法により、必要な定員数は変動するものと想定しております。提案された内容を踏まえ、適切な定員を判断します。
2	質 問	仕様書 5（5）ア（ア）児童発達支援事業に関する家族支援について 現在実施している親子通園、託児及び園バス送迎について、次期指定期間において市が継続を求める事業又はサービスの範囲を示してください。また、実施方法、対象及び経費について、申請者の提案に委ねられる範囲を示してください。
	回 答	児童福祉法に基づく児童発達支援センターの人員基準等を遵守し、利用者の状況等を踏まえ、質の高いサービス等を提供できるよう提案してください。
3	質 問	仕様書 5（5）ア（ア）b 児童発達支援事業の職員数基準、及び仕様書 5（11）その他運営業務について 仕様書では、医療機関として実施するリハビリテーションと、児童発達支援における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による個別療育の双方が求められています。適正な人員配置、勤務時間、記録及び請求体制を整備するため、それぞれについて市が想定する対象児童、実施時間帯、職員配置、記録及び会計上の区分を示してください。 また、同一児童が同一日に両方を利用する場合の取扱いについて、市の考え方を示してください。
	回 答	明石市立ゆりかご園は、主に運動発達に遅れのある児童について、日常生活及び社会生活に必要な知識技能の習得を支援し、これに併せて治療を行うこととしており、児童発達支援による支援と診療所で実施する機能訓練の実施をお願いしております。市として、法令等に規定する人員配置を行った上で、効果的な実施方法の提案をお願いします。 同一児童が同一日に両方を利用する場合は、2重請求とならないよう実施時間や職員配置を調整してください。
4	質 問	仕様書の施設平面図（P16）の発達支援室、遊戯室の定員について 仕様書の施設平面図に示された各室の定員について、児童発達支援に係る設備基準上、発達支援室等の面積は利用児童数を基礎として算定されるものと理解しています。親子通園により保護者が同席する場合、設備基準上の利用定員の算定及び安全上の室内収容人数について、どのように取り扱うべきか示してください。
	回 答	設備基準等においては、障害児 1 人当たりの床面積を基礎として算定されております。保護者や従業者の面積は基準上定められておりませんが、利用者の安全配慮に努め、利用する人員を勘案していただきますようお願いいたします。

5	質 問	仕様書の施設平面図（P16）の発達支援室、遊戯室の用途について 仕様書の施設平面図で示された発達支援室、遊戯室等について、児童発達支援及び診療所業務に支障がない範囲で、リハビリテーション診療室、託児室、保護者控室、食堂等として運用することは可能でしょうか。用途変更に当たり、市との事前協議又は承認が必要となる範囲もお示しください。
	回 答	法令等による基準を満たしたうえで、児童発達支援及び診療所業務に支障がない範囲での変更は問題ありませんが、原則として、市と事前に協議した上で用途変更を実施するようにしてください。また、用途変更により各種法令により規定された届出が必要な場合は、市に事前確認の上、届出を行ってください。
6	質 問	仕様書 5（6）中核機能の発揮に向けた業務について 中核機能強化加算の基本要件である外部評価について、外部評価機関による受審に代えて、運営基準に基づく自己評価に関係機関、有識者、保護者代表等の第三者が参画する形で評価会議を実施し、その結果を報告書として作成・公表する方法でも要件を満たすとの理解でよいでしょうか。 また、第三者の構成員として明石市職員に参画を依頼することは可能でしょうか。市職員を第三者として位置づけることができない場合、市が想定する第三者の範囲をお示しください。
	回 答	運営基準に基づく自己評価に関係機関、有識者、保護者代表等の第三者が参画する形で評価会議を実施し、その結果を報告書として作成・公表する方法でも要件を満たします。 市職員に参画を依頼することは可能と考えられますが、利用児童や家族の代表、当事者団体、地域の障害児通所支援事業所等の第三者の参画を求め、客観的な意見を踏まえた自己評価を行うようにしてください。
7	質 問	仕様書 5（11）イの医療機関（診療所）の開設者等について 適正な医療提供体制及び人員配置を計画するため、ゆりかご園診療所における、①診療所の開設者、②管理者、③保険医療機関の指定名義、④医療法その他関係法令上の責任主体についてお示しください。 また、指定管理者が管理者となる医師を配置する場合、市と指定管理者の責任分担及び必要となる届出等の手続きをお示しください。
	回 答	①診療所の開設者 明石市長 ②管理者 常勤医師 ③保険医療機関の指定名義 明石市長 ④医療法その他関係法令上の責任主体 医療安全・衛生管理等現場維持義務や従業者の監督は、管理者となります。 各種申請・届出（保険医療機関指定申請書、診療所開設届出事項等変更届等）については、市に事前確認を行った上で、指定管理者が行ってください。

8	質 問	指定期間中に、診療報酬、障害児通所給付費、利用児童数、人件費、物価、光熱水費又は制度改正等について、応募時の収支計画に対して大幅な変動が生じた場合、指定管理料及び事業内容の変更について協議することは可能でしょうか。 また、指定管理者の責めに帰さない制度改正、報酬改定、物価・人件費等の著しい変動について、年度協定額の変更対象となる場合の考え方及び協議手続をお示しください。
	回 答	応募時に提案いただいた各年度の指定管理料を上限額として、各年度の年度協定額を決定します。指定期間中に、大規模な感染症の拡大や災害等があった場合は、適宜双方協議の上、指定管理料を決定することとなります。 物価・人件費等の著しい変動に対しては、報酬改定や処遇改善加算等の取得など、国の制度において一定対応できるものと考えておりますが、次年度の事業計画提出時において状況報告等を行ってください。 なお、募集要項 18（１）では「10 月末まで」とあるのは誤記載となります。正しくは、仕様書 5（14）ウのとおり、提出期限は 9 月末までです。
9	質 問	様式第 1 号の 3「主な同種業務実績」への記載の内容が、指定管理や包括委託など、指定管理事業および委託事業に限定されているように思われる。 既存事業で、放課後等デイサービスや、その他障害児支援に係る取組実績のある既存事業を記載することは可能であるか。
	回 答	放課後等デイサービスや、その他障害児支援に係る取組実績のある既存事業を記載することは可能です。
10	質 問	外来診療について、近畿厚生局への届出が必要であるのか。
	回 答	特定の外来加算や、指導料・診察料を算定する場合は、市に事前確認を行ったうえで近畿厚生局への届出を行ってください。
11	質 問	診療所の管理者は、32 時間以上勤務する常勤医師が必要か？非常勤を含めて複数の医師で 32 時間以上となっても問題ないか。
	回 答	32 時間以上勤務する常勤医師の配置が管理者の要件となることから、基準を満たす配置をお願いします。
12	質 問	営業時間中は、医師が常駐していないといけないのか？オンライン診療の活用や、他の診療所等と兼務することは可能か。
	回 答	診療時間中は、常駐でなくても管理者の医師が対応できる体制が必要です。管理者以外の医師については、他の医療機関と兼務することは可能です。管理者の医師が他の医療機関と兼務する場合は、市に事前協議を行ってください。 また、厚生労働省のオンライン診療基準に基づきオンライン診療を行う場合は、実施内容について、市に事前協議を行ってください。
13	質 問	ホームページ上で外来診療時間が 15 時 00 分～16 時 30 分となっているが、例えば、9 時 00 分～17 時 00 分と変更することは可能か。
	回 答	管理者の医師が対応できる体制であれば、診療時間を変更することができます。また、各種法令により規定された届出が必要な場合は、市に事前確認の上、届出を行ってください。

14	質 問	光回線は設置されている状況であるが、防犯カメラや基幹システム等で、防犯環境を含めシステム強化が必要と思われる。その初期費用は指定管理者で負担するものか。
	回 答	防犯カメラ等による防犯システムの設置に係る費用は、指定管理料より支出してください。
以下、質問はありません。		